

伊丹市障害者雇用奨励金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者を継続して雇用した事業主に対し、予算の範囲内において障害者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することにより、障害者の長期雇用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者

イ 障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者

ウ 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者

エ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病に罹患している者

(2) 重度障害者 前号に規定する障害者のうち45才以上の者、または次のいずれかに該当する者をいう。

ア 障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者

イ 障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者

ウ 前号に規定する精神障害者

(支給対象者)

第3条 奨励金の支給を受けることができる者は、伊丹市内の事業所において障害者を雇用する事業主であって、次の各号のいずれにも該当する者（以下「支給対象者」という。）とする。

(1) 当該事業所の労働者の離職状況及び雇用する障害者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(2) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第1項又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第6条の2第1項に規定する特定求職者雇用開発助成金のうち、障害者の雇入れを対象としたもの（以下「雇用開発助成金」という。）の交付決定を受けた事業主であること。

(3) 雇用開発助成金の助成対象期間の満了月において当該雇用開発助成金に係る障害者を雇入れ時より継続して雇用している事業主であり、今後も継続して雇用すること

を予定していること。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、支給対象者が雇用した障害者のうち、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象労働者」という。）1人につき月額10,000円とし、予算の範囲内で支給を行う。

- (1) 事業主が雇用開発助成金を受給する際に、当該助成金算出の対象となった者
- (2) 伊丹市内に居住している者

(支給対象期間)

第5条 奨励金の支給対象期間は、対象労働者に係る雇用開発助成金の助成対象期間が満了する日の属する月の翌月から6か月間を第1期、第1期終了後の6か月間を第2期とした12か月間（重度障害者の場合は第2期終了後の6か月間を第3期とした18か月間）とする。

2 前項の規定にかかわらず、支給対象期間の中途において対象労働者が退職した場合における支給対象期間は、退職した日の属する月の前月（退職した日が16日以降の場合はその月）までの期間とする。

3 支給対象者が次に掲げる場合に該当する雇入れを行うときは、当該雇入れに係る奨励金は、支給しない。

- (1) 過去において、雇用開発助成金又は奨励金の支給を受けたことのある事業主が当該対象労働者を再び雇い入れる場合
- (2) 事業主の都合により解雇した者又は定年に達したことにより退職させた者を再び雇い入れる場合

(支給申請)

第6条 奨励金の支給を受けようとする事業主は、各支給期間において、それぞれの期末日から1か月以内に、伊丹市障害者雇用奨励金支給申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、速やかに奨励金の支給の可否を決定し、伊丹市障害者雇用奨励金支給可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の規定による奨励金支給決定通知書を受けた事業主は、速やかに、伊丹市障害者雇用奨励金請求書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に請求しなければならない。

(支給)

第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに奨励金を支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の支給決定を取り消し、又は既に支給した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の支給を受けたとき。
- (2) 障害者が支給対象期間内に解雇されたとき。

(調査等)

第11条 市長は、奨励金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、当該担当職員に、関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、平成8年4月1日以降に障害者を雇い入れた事業主について適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年7月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、平成17年7月6日以降に障害者を雇い入れた事業主について適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の伊丹市障害者雇用奨励金支給要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に雇い入れられた障害者に係る障害者雇用奨励金について適用し、同日前に雇い入れられた障害者に係る障害者雇用奨励金については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）によ

り使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。